

# 相続人調査の困難事例 問題へのアプローチと実務対応

— 特殊事情がある相続人、血縁者以外、  
旧外地・渉外案件等 —



**編著** 山田 猛司  
(全国公共嘱託登記司法書士協会協議会 名誉会長)

- ◆ 複雑な事情があるケースや資料収集が難しいケースを取り上げ、戸籍等の収集・確認方法と調査実施時の留意点を解説しています。
- ◆ 公共嘱託登記司法書士協会に所属する、各分野の実務経験豊富な司法書士が中心となり執筆しています。

**通常書籍** A5判・総頁258頁  
定価4,840円(本体4,400円)送料410円  
ISBN978-4-7882-9636-7

**電子書籍** 新日本法規WEBサイトで発売!!  
定価4,400円(本体4,000円)  
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 通話料無料 新日本法規WEBサイト  
— 受付時間 9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝日を除く) — <https://www.sn-hoki.co.jp/>

併せてご利用ください

## 登記申請における難題を解決! 不動産登記の困難要因と実務対応

— 未登記不動産、所有者不明土地、相続人不存在・不明土地等 —

**編著** 山田 猛司 (全国公共嘱託登記司法書士協会協議会 名誉会長)

掲載内容	ケース編
<b>Q &amp; A 編</b>	第1章 所有権の移転に関する登記
第1章 未登記不動産への対処	第2章 抵当権・根抵当権の設定に関する登記
第2章 所有者不明土地への対処	第3章 変更・抹消・更正に関する登記
第3章 相続人不存在・不明土地への対処	第4章 仮差押え・仮処分に関する登記
第4章 その他	第5章 その他

A5判・総頁244頁  
定価4,070円(本体3,700円)送料410円  
ISBN978-4-7882-9460-8  
(電子版) 定価 3,740円(本体3,400円)



## 掲載内容

### Q & A 編

#### 第1 相続の適用法令

- Q1 新民法施行後に開始した相続の相続人は?
- Q2 応急措置法施行中に開始した相続の相続人は?
- Q3 旧民法施行中に開始した相続の相続人は?
- Q4 旧民法に特有の親族関係は?
- Q5 相続人や相続分の変遷で注意すべきことは?

#### 第2 戸籍調査等が困難な場合の留意点

- Q6 戸籍が火災等で滅失している場合は、どうしたらよいか?
- Q7 旧法当時に開始した相続で収集すべき戸籍の範囲は?
- Q8 住民票の除票や戸籍の附票による調査を行う場合の留意点とその対処法は?
- Q9 再製戸籍と再製原戸籍の違いは?
- Q10 「明治19年式戸籍」「明治31年式戸籍」「大正4年式戸籍」と現行戸籍との違いは?
- Q11 直系尊属が相続人となる場合、戸籍を遡る基準はあるか?
- Q12 兄弟姉妹が相続人で代襲相続や数次相続が生じている場合の戸籍を収集する範囲と留意点は?
- Q13 戸籍の広域交付の制度と留意点は?
- Q14 何度も転籍している者の戸籍を調査する際の留意事項は?
- Q15 現在は存在しない本籍地名に関する資料の調査方法は?
- Q16 法定相続人情報と法定相続情報の違いとその利用方法は?

#### 第3 調査実施に伴う諸問題

- Q17 代理人が戸籍等の資料を収集する権限は?
- Q18 相続人の調査に当たり個人情報保護等で留意すべきことは?
- Q19 現地で聞き取り調査を行う場合の留意点は?
- Q20 行方不明の相続人がいる場合に利用できる制度は?
- Q21 高齢のため死亡の蓋然性が高い所在不明の相続人がいるときは?
- Q22 相続財産清算人選任の申立てをするにはどの程度の調査をすべきか?
- Q23 相続放棄した相続人が推定される場合、どう対応すべきか?

## ケース編

### 第1 相続人に問題があるケース

- Case1 行方不明・住所不明の相続人がいる場合
- Case2 戸籍に死亡の記載がされていない相続人がいる場合(戸籍に死亡の記載がされていない相続人がいることの相談を受けたとき)
- Case3 戸籍に死亡の記載がされていない相続人がいる場合(死亡届がされているが、本籍地に送付未着の場合)
- Case4 戸籍に死亡の記載がされていない相続人がいる場合(死亡届がされていないか、死亡の届出の事実が証明できない場合)
- Case5 相続人がいない場合
- Case6 相続人が相続欠格者の場合
- Case7 素行の悪い長男に相続させたくない場合(推定相続人廃除について)
- Case8 戸籍に推定相続人廃除の記載がされている場合

### 第2 親族関係が複雑なケース

- Case9 被相続人が婚姻・離婚や縁組・離縁を繰り返していた場合
- Case10 相続人が婚姻・離婚や縁組・離縁を繰り返していた場合
- Case11 「戦時死亡宣告」による除籍と記載されている場合

### 第3 血縁者以外を調査する必要があるケース

- Case12 共有不動産の処分の際に、血縁関係のない共有者が死亡しており、その相続人が不明の場合
- Case13 成年後見人が成年被後見人の生前に財産を引き渡すべき相続人を調査しておきたい場合

### 第4 必要書類が収集困難なケース

- Case14 必要書類の保存期間が過ぎて、取得することができない場合
- Case15 被相続人が転籍を繰り返していた場合
- Case16 戸籍の記載が間違っている場合

### 第5 法の適用関係が複雑なケース

- Case17 家附の継子が相続人となる場合
- Case18 家督相続人が不選定の場合

### 第6 旧外地等が関係するケース

- Case19 被相続人の出生地が樺太の場合
- Case20 被相続人の出生地が北方領土の場合
- Case21 被相続人の出生地が満州の場合
- Case22 被相続人の出生地が千島の場合

### 第7 渉外要素を含むケース

- Case23 相続人がアメリカに転居し所在不明となっている場合
- Case24 祖父の代にブラジルに移住した親族の相続関係が不明の場合
- Case25 外国に帰化した相続人が未成年者の場合
- Case26 戸籍がない国の出身者である被相続人が長く日本で暮らして本国と疎遠になっている場合

● 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください

### Q 5 相続人や相続分の変遷で注意すべきことは？

**Q** 相続人や相続分の変遷で注意すべきことは何でしょうか。

**A** 相続人や相続分については、解説1の一覧表に記載のとおりの変遷があります。大きな改正は旧民法と応急措置法及び昭和23年の新民法ですが、その他、昭和37年の民法改正と昭和56年の民法改正にも注意が必要です。その他、平成25年の嫡出子と非嫡出子の相続分の違いを違憲とする最高裁決定があり、それに対応する民法改正が平成25年に行われましたが、その経過措置についても注意する必要があります。

法定相続人のみ (994~996)	法定相続人のみ (応8)
遺言による相続人の指定はないが、相続分の指定 (1006) 及び遺贈の制度あり (1064)	遺言による相続人の指定はないが、相続分の指定 (1006) 及び遺贈の制度あり (1064)
放棄も限定承認も可能 (1017・1025)	放棄も限定承認も可能 (1017・1025)

なお、応急措置法施行中の遺産相続と現行の遺産相続との違いのポイントは以下のとおりです。

- ① 現行の遺産相続は応急措置法施行中の遺産相続人とはほぼ同様ですが、昭和56年以降は共同相続分に違いが生じます。
  - 配偶者との共同相続分 (カッコ内は昭和56年以降)
    - 第1順位 配偶者 1/3 (1/2) 直系卑属 2/3 (1/2)
    - 第2順位 配偶者 1/2 (2/3) 直系尊属 1/2 (1/3)
    - 第3順位 配偶者 2/3 (3/4) 兄弟姉妹 1/3 (1/4)
- ② 兄弟姉妹の代襲相続は現在と変わりありませんが、昭和55年以前は兄弟姉妹にも再代襲があったのでその点は注意を要します。

#### 4 昭和37年民法改正による留意点

昭和37年民法の一部改正により、代襲相続制度、相続の限定承認・放棄の見直しがありましたので以下の点で注意が必要です。

- (1) 同時死亡の推定規定の新設 (民32の2)
 

昭和37年の民法改正により、同時死亡の推定規定が新設されました。従前は同時死亡の推定規定がなかったため、数人の者が死亡し、その死亡の時期の前後が不明である場合は、相続関係も不明でした。そのため、立法的に死亡の時期の前後が不明である場合は同時に死亡したものと推定し、互いに相続しないこととしました。

#### (2) 代襲相続の場合の取扱い

昭和37年民法改正前は直系卑属が相続人とされており、直系卑属が複数人いる場合は親等の近い者を先順位とし、その例外として代襲相続を認めていましたが、改正法は子を相続人と規定し、孫以下は代襲相続人となる旨を規定しました。

一見同じ内容に見えますが、被相続人の子の全員が死亡している場合の孫以下の直系卑属はいかなる資格において相続するかという点について従前は説が分かれていましたが、改正法で、孫以下の直系卑属は常に代襲相続人の資格で相続することとなりました。

「相続の開始前に」の文言が「相続権を失った場合」にもかかるように読めるため、相続開始後の相続権喪失には代襲相続が認められませんでした。改正により、相続開始前の文言は死亡したときのみにかかるようになったので、これらの者にも代襲相続権が認められることとなりました。

#### (3) 相続放棄の場合の取扱い

昭和37年民法改正前は放棄をした者の相続分は、他の相続人の相続分にに応じて帰属すると規定していましたので、他の相続人に配偶者を

含む頭  
改正法  
相続人  
その  
た者に  
らなか  
となり  
なお  
相続分  
相続分

### Case20 被相続人の出生地が北方領土の場合

土地売却のため、登記簿を取り寄せたところ、登記名義人が戦前に死亡した曾祖父Aのままになっていました。この相続登記を申請したいのですが、Aが20歳くらいの時代となる戸籍は、「北方領土にある」と母から知らされました。

北方領土の戸籍はどのように取得したらよいですか。

#### ア プ ロ ー チ

相続登記の申請には、基本的に被相続人の出生から死亡するまでの戸籍謄本が必要となりますが、その本籍地の記載に「北方領土」と記載がある場合、戸籍等の証明書を取得できる場合とできない場合がありますので、初めに「北方領土」の次に記載されている行政区画を確認します。

#### 解 説

1 「北方領土」とは  
「北方四島」(択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島)が外国の領土となったことはありませんが、第二次世界大戦末期の1945年8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後の同年8月28日から遅くとも9月5日までの間に北方四島の全  
当時四島にはソ連人は  
7,000人が住んでいました  
に「編入」し、1948年まで

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-0011  
総務本部 名古屋市中区大須4-1-65

東京本社 〒162-8407  
東京都新宿区市谷砂土原町2-6

(2026.4) 5100401Q

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

## 内容見本 (A5判縮小)

明治維新以降、地方行政制度が施行され、終戦時、「北方四島」のうち歯舞群島は北海道根室半島に本村を有していた歯舞村の離島でした。歯舞村は、昭和34年根室市に編入、合併されたため現在は根室市です(根室市HP)。

そして、色丹島には色丹(しこたん)村、国後島には泊(とまり)村及び留夜別(るやべつ)村、択捉島には留別(るべつ)村、紗那(しやな)村及び薬取(しべとろ)村が置かれており、昭和20年8月15日現在における人口は、四島全体で3,124世帯、1万7,291人と公表されています。

#### 2 「北方領土」における戸籍請求について

北方領土に関わる戸籍は、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」(昭和57年法律85号)11条により区分して戸籍事務が担われています。

【ケース1】歯舞群島の記載がある場合

- ① 北方領土で保管されていた戸籍等のうち「歯舞群島」と記載がある戸籍は「根室市」が保管していますので、根室市に戸籍等の請求をします。

### Case24 祖父の代にブラジルに移住した親族の相続関係が不明の場合

ある土地の所有権登記名義人が、戦前に亡くなった人の氏名のままになっています。相続人に戸籍を取ってもらったところ、長男である相続人は日本で生まれましたが、弟はブラジルで出生した旨が身分事項欄に記載されています。聞くとところによると戸籍に記載されていない兄弟姉妹もいるとのこと。ブラジル在住の相続人探索の方法を教えてください。

#### ア プ ロ ー チ

被相続人名義のまま、相続登記手続が放置されている土地のケースは、相続登記をしても他に売却を予定することができない土地、すなわち、地方の田、畑、山林、雑種地に多く見られます。まれに、先祖代々の自宅等についても、その先祖の登記名義のまま放置されているケースも見受けられます。これらの土地が相続登記をしなければなら